

## UAV(無人航空機)を活用した観測実証実験の参加事業者の公募における質問回答

NO	項目	Q	A
1	公募申請書について	<p>類似業務の実績につきまして、機体等が自社所有機体ではなくてもよいのか？業務に携わっていたでも実績として記入してもよろしいのか？</p> <p>※機密の為、詳細に記入はできない。</p>	<p>類似業務の実績については、機体が自社所有ではない場合は、その旨記載願います。 その業務にどういった役割で携わっていたかご記載願います。(操縦者として 等) 機密情報までは記入いただかなくても構いません。</p>
2		<p>予定する成果につきまして、ファイルアップロード【大容量ファイル転送機能】を無料のデータファイル便をパスワード期限、ダウンロード期限での使用は可能なのでしょうか？SDカードでの納品でもよろしいのでしょうか？</p>	<p>観測当日のデータについては、基本的には県のシステムを活用することとしています。 最終的な納品につきましては、SDカードでの納品も可とします。</p>
3		<p>DX推進における、先端技術の活用につきまして、経理、教育等でシステムを導入したでもよろしいのでしょうか？</p>	<p>今回の実証実験に結び付くような、UAV(無人航空機)の撮影に関する分野での先端技術の活用をご記載をお願いします。</p>
4		<p>実験で活用を予定している機種とカメラにつきまして、完全防水機能を有していなく、霧雨程度での飛行が可能(IP43)となりますがよろしいのでしょうか？</p>	<p>完全防水機能でなくとも、防水機能を有していれば可とします。しかし、IP43などの性能をご記載ください。</p>
5	見積内訳書について	<p>大まかな内訳書でよろしいのでしょうか？</p>	<p>内訳書それぞれの項目でご記載ください。</p>
6	参加資格者名簿について	<p>名簿への記載は、公募開始前でないといけないのか。 これから申請していきたい。</p>	<p>公募開始前でなくてはならない。 他社と協力して事業を実施する場合は、応募事業者の名簿登載が必要です。</p>
7	参加資格について	<p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が埼玉県内の所在地にあること。とあるが、本社が県外にあり、営業所が県内にあるが応募することは可能か。</p>	<p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が埼玉県内にあれば、応募可能です。</p>